令和２年３月２日
京 都 府 ・ 京 都 市

新型コロナウイルス対応緊急資金及び災害対策緊急資金（セーフティネット４号）

新型コロナウイルス感染症の発生による影響を受け、売上げが減少する等、業況が悪化している中小企業者等の皆様を支援するため、融資制度を実施しておりますので、御活用ください。

融資対象となる方	◆京都府内に事業所又は営業所があり、府内で６ヶ月以上（セーフティネット保証４号分は１年以上）継続して同一事業を行っている中小企業者、組合又は特定非営利活動法人で、新型コロナウイルス感染症の発生による影響を受け、経営状況が悪化している方 ◆詳細は、裏面参照 **《中小企業者》** ◎法人の場合…府内に事業所又は営業所がある企業 ◎個人の場合…原則、府内において所得税、事業税を申告している方 **《 組　　合 》** 中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び同連合会、商店街振興組合及び同連合会、生活衛生同業組合及び同連合会等 **《特定非営利活動法人》** 府内に事務所を有する特定非営利活動法人 **※京都府税・京都市税（京都市内に事業所等を有しない方は府税のみ）の滞納がないこと**
資金使途 融資期間等	◆運転資金、設備資金　１０年以内 ＜原則、元金均等月賦返済。必要に応じ、２年以内の据置可＞
融資利率	◆年１．２％（固定金利） ＜セーフティネット保証４号分は年０．９％（固定金利）＞
融資限度額	◆有担保で２億円、　無担保で８，０００万円 ただし、保証協会の普通保証の利用可能額の範囲内 セーフティネット保証を利用する場合は別枠での利用可
担保・保証人	◆保証協会の信用保証が必要 ＜原則、法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人は不要＞
受付機関	◆京都府・京都市制度融資取扱金融機関 （京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西みらい銀行、福邦銀行、 京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、近畿産業信用組合、 京滋信用組合、三菱ＵＦＪ銀行、商工組合中央金庫）
実施期間	◆融資制度によって実施期間が異なります。詳細は裏面参照

※ 御利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。

新型コロナウイルス対応緊急資金等　融資概要

融　資　名	新型コロナウイルス対応緊急資金	災害対策緊急資金
対象保証制度	普通保証	セーフティネット保証４号
対象となる中小企業者等	①直近１ヶ月間の売上高等が前年同期に比べ１０%以上減少している方 または ②直近１ヶ月間の原材料費等が前年同期に比べ１０%以上高騰しており、かつ、経営状況が悪化している方	**＜府内全市町村指定＞** 市町村長の認定を受けた特定中小企業者（※１）
融資利率	年１．２%（固定金利）	年０．９%（固定金利）
融資期間	１０年間（据置２年以内）	１０年間（据置２年以内）
資金使途	運転資金及び設備資金	運転資金及び設備資金
融資限度額（※３）	有担保２億円 無担保８千万円	別枠で 有担保２億円 無担保８千万円
信用保証料率	０．４５%～１．７０%	０．９%（一律）
適用期間	令和２年２月６日 ～令和２年９月３０日 （※設備資金は令和２年３月２日から）	令和２年２月１８日 ～令和２年６月１日

（※１）セーフティネット保証４号に係る対象要件
　次の①、②の要件を全て満たす方
　①適用地域内（※２）において、１年以上継続して事業を行っていること。
　②災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近１か月の売上高等が前年同月に比して２０%以上減少しており、かつ、その後２か月を含む３か月間の売上高等が前年同期に比して２０%以上減少することが見込まれること。
（※２）適用を受けた府内市町
　京都府内の全市町村
（※３）融資限度額の総額は、普通保証と別枠を合せて有担保４億円、無担保１億６千万円